

丸亀市性暴力被害防止啓発パネル（令和4年度製作）貸出要領

1. 内容（展示品）

B2 サイズパネル 8 枚 1 組

2. 貸出対象

地方自治体の女性関連、男女共同参画活動を主管している課等、または、学校教育関連施設等とする。ただし、丸亀市人権課男女共同参画室（以下、「室」という。）において展示依頼・調整する団体を除く（郵送等不可）。

3. 貸出目的

主に若年層に対し性暴力被害の事例などを知らせ、被害者にも加害者にもならないように啓発することを目的とする。

4. 貸出期間

搬出入に必要な期間を含め 2 週間以内とする。なお、学校巡回展使用期間中（事前に室へお問い合わせください）を除く。

5. 貸出料金

無料とする。ただし、次の経費については、貸出を受ける側が負担する。

- ① 展示品の梱包・搬出・搬入・運送の費用
- ② 貸出先での展示に係る一切の費用

6. 申請書などの提出

利用を希望する場合は、予め電話などで利用状況を確認し、申請書（様式第 1 号）を FAX もしくは E メールにて提出する。

7. 貸出の承認

申請書審査において、貸出目的に逸脱していないことを確認のうえ、承認することができる。その際、FAX もしくは E メールにて貸出期間等について通知することとする。

8. 搬出・搬入期日

展示品の搬出・搬入は、展示を開始する日の前後 1 週間以内に行う。

9. 返却の手続き

定められた貸出期日までに展示品が室へ届くよう返却すること。

10. 現状復帰の原則

展示品等に破損、紛失などがあった場合は、直ちに室へ連絡しその指示の下、修復を行う。修復に係る費用はすべて、貸出を受ける側が負担するものとする。

11. その他

上記以外の事態が生じた場合は、別途協議のうえ定めるものとする。

附則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年9月6日から施行する。